

[事案 23-79] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 3 月 29 日 裁定不調

<事案の概要>

妻が、契約者である自分に無断で転換していたことを理由に、転換の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 1 月、募集人は、契約者である自分に加入意思がないことを了知していたにも関わらず、自分に無面接のまま、なんら代理権を付与していない妻に申込書と告知書を代筆代印させ、転換契約を成立させた。妻は無権代理人にあたるが、申込行為は契約者の職場で行なわれており、自分と面接することが容易であったことから、募集人には重過失が存在する。よって、転換を無効にし、転換後契約の既払保険料の返還、および転換時に遡及した転換前契約の解約を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、転換契約は有効であると判断しているため、申立人の請求に応じることができない。

- (1) 募集人は契約者（申立人）への無面接を自認しているが、募集人は妻に説明を行なったうえで、妻から「主人には私から言っておくから」との発言があり、また募集人が「ご主人に記入して貰ってください。」と言って書類を預けていることから、契約者は配偶者経由にて当該契約加入を承諾していたものと判断する（申立人の妻が、申立人の代理人として行ったものと判断する）。
- (2) 仮に契約者の承諾が無く、妻が無権代理人であったとしても、募集人は上記のとおり、妻に契約者の承諾を得るよう促しており、募集人が契約者に無面接であった疎漏はあったものの、妻が無権代理人であることに関して、全面的に募集人の非があったとは言い難い。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容にもとづき審理した結果、申立人が、妻に対し、転換について代理権を授与したことを裏付ける証拠は存在しないので、本転換は、妻が申立人の代理人として行ったものである、との相手方の主張を認めることはできず、また、募集人が、申立人自身に直接面接することは容易であったにもかかわらず、これを怠った落ち度は相当大きいものがあると言わざるを得ない。従って、下記のとおり本件は申立人の請求を直ちに退けるのではなく和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

なお、保険会社は、法律的には、表見代理【注】の成立も主張するものと解されるので、以下では、この点を検討する。

- (1)民法 761 条は、夫婦が相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することを規定しているものと解されるが、日常家事には含まれない越権行為であっても、その相手方である第三者において、その行為がその夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときには、民法 110 条の趣旨を類推して第三者の保護をはかるべきである、とされている（最判昭和 44 年 12 月 18 日）。
- (2)一般的には、生命保険契約の締結が、民法 761 条所定の日常の家事に関する法律行為に含まれると考えることは困難である。しかし、本件では、被転換契約及びこれと同時に申し込まれた別の生命保険契約も、今回と同様に、募集人は、告知書を妻に交付し、契約者である申立人に書いてもらってくれるように話していたところ、これらの告知書は、申立人自身が記入し、妻を介して募集人に交付されている。そうすると、本件転換（転換後契約の締結）について、募集人において、その行為が申立人夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当の理由がある、と解する余地がないわけではない。
- (3)また、転換後契約は団体扱いで、保険料は毎月給料から差し引かれ、保険会社から申立人に対し、毎年、契約内容が通知されてきたにもかかわらず、申立人が、10 年近くもの間、異議を申し出なかったことは、無権代理行為の追認（民法 113 条、116 条）と評価される余地はある。

【注】代理権のない者が代理行為をした場合（無権代理）であっても、その者と本人との間に一定の関係があり、相手方がその者を本人の正当な代理人と誤信して契約を締結したときは、その代理行為を有効とする制度です。

【参考】

民法第 761 条（日常の家事に関する債務の連帯責任）

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

第 109 条（代理権授与の表示による表見代理）

第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第 110 条（権限外の行為の表見代理）

前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

第 113 条（無権代理）

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

第 116 条（無権代理行為の追認）

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。